

令和3年広審第24号

裁 決

引船A B被引台船C遭難事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和2年8月4日12時35分

広島県御手洗港

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A

引船B

総トン数	7.3トン	
登録長	9.49メートル	9.50メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	254キロワット	279キロワット
船種船名	C	
垂線間長	60.00メートル	

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

##### ア A

Aは、船尾甲板中央部及び船首尾各甲板両舷に係船柱を1個ずつ設け、船首寄りに操舵室が配置された、フラップラダーを装備する鋼製作業船で、同室前部に舵輪、機関遠隔操縦装置等を備えていた。

##### イ B

Bは、船首尾各甲板両舷に係船柱を1個ずつ設けた、専らAの曳航作業を補助する鋼製作業船で、船首寄りに後部を開放した操縦区画が配置され、同区画中央に舵輪、右舷側に機関遠隔操縦装置を備えていた。

##### ウ C

Cは、船首尾各中央部に係船柱を1個ずつ設け、船首前面が船底から前方に向かって斜め上方に向かう形状となる非自航式鋼製台船で、塗装を終え、A、B両船により、御手洗港港内に位置する三角島南東岸の係留地（以下「三角島係留地」という。）まで曳航されることとなった。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人及び甲板員1人（以下「A甲板員」という。）が、

Bは、b受審人及び甲板員1人（以下「B甲板員」という。）がそれぞれ乗り組み、いずれも船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、Aの右舷側にBの左舷側を接舷し、互いの船首の舷側に設けた係船柱同士及び船尾の舷側に設けた係船柱同士をそれぞれ1本の合成繊維索（以下、船首側の係船柱に係止する索を「船首索」、船尾側の係船柱に係止する索を「船尾索」という。）で係止して横抱きの態勢とした。

そして、Aは、船尾甲板中央部に設けた係船柱を、直径50ミリメートル長さ約15メートルの合成繊維索1本で、船首尾ともに1.0メートルの喫水となったCの船首側の係船柱に係止して、A船尾端からC後端までの距離が約75メートルとなる、Bを含む3隻による引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、三角島係留地まで回航する目的で、令和2年8月4日10時30分広島県呉港仁方区を発し、御手洗港に向かった。

a、b両受審人は、A、B各船の舵輪後方に立って操船に当たり、広島県上蒲刈島及び同県豊島の北方沖合を東行し、12時25分半少し前御手洗港久比沖防波堤西灯台（以下「御手洗港西灯台」という。）から264度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、針路を090度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

b受審人は、これまでa受審人指示のもと曳航作業に当たっていたので、三角島係留地南方沖合に至ってAからBを離船させるのに先立ち、経験豊富な同人の指示を仰ぐつもりで続航した。

a受審人は、御手洗港港域に入り、12時34分少し過ぎ御手洗港西灯台から259度1,390メートルの地点に至ったとき、前進中に船首索を先に解纜<sup>らん</sup>すると、Bが、船尾索を支<sup>らん</sup>点に右方に振れ、

Cの船首部に著しく接近するおそれがあったが、A、B両船乗組員がいずれも解纜作業を経験しているので、改めて解纜方法を指示するまでもないと思い、A、B両船乗組員に対し、船尾索を先に解纜するよう指示することなく、Bを離船させることのみ指示した。

A、B両甲板員は、通常であれば船尾索を先に解纜するところ、a、b両受審人に解纜方法を確認することなく、船首索の解纜を先に始めた。

このとき、b受審人は、A、B両甲板員が、船首索の解纜を先に始めるのを認めたが、操舵によりBの態勢を維持できるので支障ないと思い、船首索の解纜を中止させなかった。

こうして、Bは、船首索が先に解纜され、その直後に船尾索を支点に右方に振れ、b受審人が左舵一杯としたが、右方に向いた態勢のまま、右舷側にCの船首部が接近し、船尾索が解纜されたものの、効なく、12時35分御手洗港西灯台から258.5度1,300メートルの地点において、190度に向首したとき、Aが原針路及び原速力で曳航するCに右舷側を押されて左舷側に横転した後、同船の船底下に入った。

当時、天候は晴れで風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Bは、機関に濡損を生じ、のち廃船処理され、Cは、右舷前部外板に擦過傷を生じたが、のち修理された。また、b受審人が溺水して化学性肺臓炎を発症し、B甲板員が全身打撲等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件遭難は、A引船列が三角島係留地に向けて航行中、御手洗港港域

に入り、横抱きするBをAから離船させる際、解纜方法が不適切で、船首索が先に解纜され、Bが、船尾索を支点に右方に振れ、Aが曳航するCに右舷側を押されて左舷側に横転した後、同船の船底下に入ったことによって発生したものである。

解纜方法が適切でなかったのは、A船長が、横抱きするBをAから離船させる際、A、B両船乗組員に対し、船尾索を先に解纜するよう指示しなかったこと、B船長が、A、B両甲板員が船首索の解纜を先に始めるのを認めた際、同索の解纜を中止させなかったこと及びA、B両甲板員が、両船船長に解纜方法を確認することなく、船首索の解纜を先に始めたことによるものである。

a 受審人は、A引船列が三角島係留地に向けて航行中、御手洗港港域に入り、横抱きするBをAから離船させる場合、前進中に船首索を先に解纜すると、Bが、船尾索を支点に右方に振れてCの船首部に著しく接近するおそれがあるのだから、A、B両船乗組員に対し、船尾索を先に解纜するよう指示すべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、A、B両船乗組員がいずれも解纜作業を経験しているので、改めて解纜方法を指示するまでもないと思い、A、B両船乗組員に対し、船尾索を先に解纜するよう指示しなかった職務上の過失により、船首索が先に解纜され、Bが、船尾索を支点に右方に振れ、Aが曳航するCに右舷側を押されて左舷側に横転した後、同船の船底下に入る事態を招き、Bの機関に濡損を生じさせて廃船するに至り、Cの船首部に擦過傷を生じさせ、b 受審人が溺水して化学性肺臓炎を発症し、B甲板員に全身打撲等を負わせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、A引船列が三角島係留地に向けて航行中、御手洗港港域に入り、A、B両甲板員が、船首索の解纜を先に始めるのを認めた場合、前進中に同索を先に解纜すると、Bが、船尾索を支点に右方に振れてCの船首部に著しく接近するおそれがあるのだから、船首索の解纜を中止させるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、操舵によりBの態勢を維持できるので支障ないと思い、船首索の解纜を中止させなかった職務上の過失により、船首索が先に解纜され、Bが、船尾索を支点に右方に振れ、Aが曳航するCに右舷側を押されて左舷側に横転した後、同船の船底下に入る事態を招き、Bの機関に濡損を生じさせて廃船するに至り、Cの船首部に擦過傷を生じさせ、B甲板員に全身打撲等を負わせ、自らも溺水して化学性肺臓炎を発症するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月9日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 岸 尾 光 一

審判官 濱 田 真 人

審判官 永 木 俊 文